

利用者負担について

かかった費用の一部を負担します

ケアプランに基づいてサービスを利用するとき、みなさんがサービス事業者に支払うのは、**かかった費用の1割(一定以上所得者*は2割または3割)**です。また、利用するサービスによっては、別に食費・居住費や日常生活費などが必要となる場合や、介護保険の対象とならないサービス費用もあります。

	所得要件	負担割合
*一定以上所得者	本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「課税年金収入+その他の合計所得金額」が単身で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上の方	2割
	本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「課税年金収入+その他の合計所得金額」が単身で340万円以上、2人以上世帯で463万円以上の方	3割

※指宿市から費用の負担割合を記載した「介護保険負担割合証」が交付されます。

在宅サービスの費用

介護保険の在宅サービスなどを利用する際には、要介護状態区別に、保険から給付されるサービス費用のひと月あたりの上限額(支給限度額)が決められています。上限の範囲内でサービスを利用する際の利用者負担は1割～3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合、超えた分は全額利用者の負担となります。

《おもな在宅サービスの支給限度標準額(1か月)》

要介護状態区分	支給限度額
要支援 1	50,320円
要支援 2	105,310円
要介護 1	167,650円
要介護 2	197,050円
要介護 3	270,480円
要介護 4	309,380円
要介護 5	362,170円

支給限度額が適用されないサービス

- (介護予防) 居宅療養管理指導
- (介護予防) 特定施設入居者生活介護
- (介護予防) 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 特定(介護予防)福祉用具販売
- (介護予防)住宅改修費支給



1か月の利用者負担が高額になったとき

同一月内に利用したサービスの「1割～3割の利用者負担の合計金額」が高額になり、一定額(上限額=下表)を超えたときは、申請することで、超えた分が「高額介護サービス費」としてあとから支給されます。同じ世帯内に複数のサービス利用者がある場合には、世帯の合計額となります。

※指宿市の窓口で「高額介護サービス費支給申請書」を提出してください。
 ※施設サービスでの食費・居住費・日常生活費など、介護保険給付対象外のサービスの利用者負担は対象とはなりません。

《自己負担の上限額(1か月)》

対象者	自己負担の上限額(世帯合計)
生活保護の受給者等	15,000円
世帯全員が住民税非課税の方で、合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方等	24,600円 (個人の場合は15,000円)
世帯の全員が住民税非課税の方	24,600円
上記以外の一般世帯の方	44,400円
年収約383万円以上、年収約770万円未満の世帯の方	44,400円
年収約770万円以上、年収約1,160万円未満の世帯の方	93,000円
年収約1,160万円以上の世帯の方	140,100円

令和3年
8月より

介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

同じ世帯内で、医療保険と介護保険の両方を利用しているケースは少なくありません。医療保険には「高額療養費」、介護保険には「高額介護サービス費」という費用負担の軽減制度がありますが、両者を合わせると負担が高額になってしまうケースも多いため、「高額医療・高額介護合算制度」が設けられています。

医療保険と介護保険の利用者負担を合算して年間の限度額(下表)を超えた場合には、申請して認められると「高額医療合算介護サービス費」として、超えた額があとから支給されます。

《自己負担限度額(年額:8月～翌年7月)》

区分	70歳未満の方	区分	70歳以上の方
年間所得901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円
年間所得600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上690万円未満	141万円
年間所得210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上380万円未満	67万円
年間所得210万円以下	60万円	課税所得145万円未満*	56万円
住民税非課税世帯	34万円	住民税非課税世帯	31万円
		住民税非課税世帯(所得が一定以下)	19万円

*年間所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

年間所得 = 総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額。

利用者負担の軽減について

施設サービスの費用

介護保険施設に入所した場合、①サービス費用の1割～3割)、②食費、③居住費、④日常生活費が、利用者の負担となります。

食費 = 食材料費 + 調理コストに相当する費用 ※栄養管理は保険給付対象

居住費 = 施設の利用代(減価償却費) + 電気、ガス、水道等の光熱水費に相当する費用

※食費・居住費の利用者負担は施設と利用者の契約により決まります。

対象施設およびサービス

- ◆ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の食費と居住費
- ◆ ショートステイの食費と居住費



基準費用額(1日あたり)

施設の種類	居住費				食費
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
介護老人福祉施設 短期入所生活介護	2,006円	1,668円	1,171円	855円	1,445円
介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院	2,006円	1,668円	1,668円	377円	1,445円

※基準費用額とは施設における食費・居住費の平均的な費用を勘案して厚生労働大臣が決める額です。

令和3年8月より

用語解説

【居室の種類】

- ユニット型個室……リビングルーム(共同生活室)がある個室
- ユニット型個室的多床室……間仕切りで個室化したユニット型の居室
- 従来型個室……共同生活室のない個室
- 多床室……一つの部屋に多人数が入所する居室

利用者負担限度額が設けられます

低所得の方でも施設利用が困難とならないよう、下の表に該当する方は、所得に応じた負担限度額までを負担し、基準費用額との差額は「特定入所者介護サービス費」として介護保険から給付されます。
※通所サービスにおける食費負担は除く。



申請が必要です!

低所得による負担限度額の適用を受けるためには、指宿市に申請して「介護保険負担限度額認定」を受けてください。

《負担限度額(日額)》

利用者負担段階	居住費等				食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階 ・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金の受給者であって本人および世帯全員が住民税非課税の方	820円	490円	490円(320円)	0円	300円	300円
第2段階 ・本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	820円	490円	490円(420円)	370円	390円	600円
第3段階① ・本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円	1,000円
第3段階② ・本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設及び短期入所生活介護を利用した場合は、()内の金額です。

※預貯金などが一定以上(以下の表)ある方は、特定入所者介護サービス費の対象外となります。

	単身	夫婦	第3段階①	単身	夫婦
第1段階	1,000万円超	2,000万円超	第3段階①	550万円超	1,550万円超
第2段階	650万円超	1,650万円超	第3段階②	500万円超	1,500万円超

令和3年8月より

令和3年8月より

所得の低い方は利用者負担が軽減されます

介護サービスを利用する場合、費用の1割～3割が利用者負担となりますが、所得の低い方については、高額介護サービス費(19ページ参照)などで負担の軽減が行われ、さらに特別対策として以下の措置が講じられます。

●社会福祉法人のサービスを利用するとき

住民税非課税世帯で特に生計が困難な方が、社会福祉法人等が提供する介護サービス(ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ、特別養護老人ホーム)等を利用する場合に、利用者負担が軽減されることがあります。

※詳しくは指宿市の窓口にご確認ください。

申請が必要です!

指宿市の窓口にて確認証の交付を申請する必要があります。